

○秦野市建築基準法施行細則

昭和60年2月26日

規則第1号

改正 昭和63年7月30日規則第19号

平成6年3月31日規則第8号

平成6年3月31日規則第30号

平成8年3月29日規則第5号

平成10年12月1日規則第40号

平成11年3月26日規則第5号

平成11年4月30日規則第14号

平成11年6月29日規則第20号

平成12年3月31日規則第14号

平成12年5月30日規則第31号

平成13年3月30日規則第15号

平成13年6月8日規則第23号

平成15年8月28日規則第38号

平成16年6月30日規則第24号

平成17年6月29日規則第25号

平成19年3月29日規則第14号

平成19年11月27日規則第41号

平成21年7月31日規則第17号

平成22年2月3日規則第2号

平成22年3月31日規則第9号

平成26年7月31日規則第23号

平成27年6月1日規則第29号

平成28年5月17日規則第31号

平成29年3月31日規則第25号

平成30年10月3日規則第38号

令和元年6月24日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、法令その他別に定めるもののほか、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）、建築基準法施行規則（昭和2

5年建設省令第40号。以下「省令」という。）、秦野市建築基準条例（平成12年秦野市条例第26号。以下「条例」という。）及び秦野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成6年秦野市条例第5号）の施行について必要な事項を定める。

（平6規則8・平8規則5・平10規則40・一部改正、平11規則14・追加、平13規則15・一部改正）

（許可申請）

第2条 条例及び秦野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の規定により許可を受けようとする者は、許可申請書（第1号様式）の正本及び副本に、次の表に掲げる図書（条例第6条ただし書、条例第8条ただし書、条例第30条第3項及び条例第36条第3項の許可申請に係るものにあつては、同表中「敷地の接する道路の位置、幅員及び種類」とあるのは「敷地の接する道路の位置、幅員及び種類並びに敷地の周囲の空地等の配置」と読み替えるものとする。）その他審査に必要な図書を添えて市長に提出しなければならない。ただし、次の表に掲げる図書に明示しなければならない事項が他の図書に明示されているときは、その図書をもってこれに代えることができる。

図書の種類	明示しなければならない事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	1 縮尺及び方位 2 敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別 3 擁壁の設置その他安全上適当な処置 4 土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る建築物の各部分の高さ 5 敷地の接する道路の位置、幅員及び種類 6 下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設の位置及び排水経路又は処理経路
各階平面図	1 縮尺及び方位 2 間取り、各室の用途及び床面積 3 壁、筋かいの位置及び種類 4 通し柱及び開口部の位置

	<ul style="list-style-type: none"> 5 延焼のおそれのある部分の外壁の位置及び構造 6 防火設備の位置、構造及び種別
二面以上の 立面図	<ul style="list-style-type: none"> 1 縮尺 2 開口部の位置 3 延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造（防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件（令和元年国土交通省告示第194号）第4第1号に掲げる建築物のうち、同号イに掲げる構造方法としたものについては、縮尺、開口部の位置及び構造並びに外壁及び軒裏の構造）
二面以上の 断面図	<ul style="list-style-type: none"> 1 縮尺 2 地盤面 3 各階の床及び天井（天井のない場合は屋根）の高さ、軒及びひさしの出並びに建築物の各部分の高さ
公図の写 し	<ul style="list-style-type: none"> 1 縮尺及び方位 2 計画敷地の地番及び地目 3 計画敷地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の氏名
登記事項 証明書	<ul style="list-style-type: none"> 1 申請日から3か月以内に証明されたもの 2 全部事項が記載されているもの
他法令の 許可書等の 写し	許認可等の申請状況が把握できるもの

2 省令第10条の4第1項の規定により市長が定める図書又は書面は、前項の表に掲げる図書（法第43条第2項第2号の許可申請に係るものにあつては、同表中「敷地の接する道路の位置、幅員及び種類」とあるのは「敷地の接する道路の位置、幅員及び種類並びに敷地の周囲の空地等の配置」と読み替えるものとする。）その他審査に必要な図書とする。

3 省令第10条の4第4項の規定により市長が定める図書又は書面は、次の表に掲げる図書その他審査に必要な図書とする。

図書の種類	明示しなければならない事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物

配置図	1 縮尺及び方位 2 敷地境界線、申請に係る工作物の位置並びに申請に係る工作物と他の建築物及び工作物との別 3 土地の高低、工作物の各部分の高さ並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
平面図又は横断面図	1 縮尺 2 主要部分の材料の種別及び寸法
側面図又は縦断面図	1 縮尺 2 工作物の高さ 3 主要部分の材料の種別及び寸法

4 市長は、第1項の規定による申請に基づき許可をした場合は、許可通知書（許可申請書の副本に必要な事項を記載したものをいう。）により申請者に通知するものとする。

（平6規則8・一部改正、平6規則30・削除、平8規則5・平10規則40・一部改正、平11規則14・一部改正・追加・繰下、平13規則15・平16規則24・平19規則41・平26規則23・平27規則29・平30規則38・令元規則3・一部改正）

（道路の位置の指定、変更及び廃止）

第3条 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者は、道路位置指定申請書（第2号様式）の正本及び副本に、省令第9条に規定する付近見取図のほか、同条に規定する地籍図として次の表に掲げる図書を地籍等の図書（第3号様式）により作成したもの並びに指定を受けようとする道路の敷地となる土地（以下「指定道路敷」という。）の登記事項証明書（全部事項が記載され、3か月以内に証明されたものに限る。以下同じ。）、指定道路敷の所有者及びその指定道路敷又はその指定道路敷にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の承諾書（第4号様式。以下「承諾書」という。）、その申請に係る承諾者の印鑑登録証明書その他市長が必要と認める図書を添えて市長に提出しなければならない。ただし、副本にあつては登記事項証明書、承諾書及び印鑑登録証明書を、平たんな敷地にあつては、高低測量図を省略することができる。

図書の種類	明示しなければならない事項
現況図	1 指定を受けようとする道路及びその道路を利用しよう

	<p>とする敷地（以下この表において「計画敷地」という。） 内にある建築物、工作物、道及び水路の位置</p> <p>2 計画敷地に接する既存道路及び水路の位置</p> <p>3 縮尺及び方位</p>
敷地計画図	<p>1 指定を受けようとする道路の位置、延長、幅員、構造、勾配、縮尺及び方位</p> <p>2 計画敷地境界線、宅地割、宅地の地盤高並びに擁壁の位置及びその構造</p> <p>3 計画敷地内及び計画敷地の周辺の既存道路の位置（都市計画として決定された計画道路を含む。）</p> <p>4 計画敷地の周辺の地形及び地物</p>
排水計画図	<p>1 指定を受けようとする道路の側溝及び下水管の位置及び構造並びに排水流末の処理方法</p> <p>2 指定を受けようとする道路を利用しようとする敷地の排水処理方法</p> <p>3 縮尺</p>
高低測量図	<p>1 等高線（2メートル以下の標高差を示すものとする。）</p> <p>2 計画敷地境界線</p> <p>3 指定を受けようとする道路の位置</p> <p>4 既存道路の位置</p> <p>5 縮尺</p>
道路縦断面図・横断面図	<p>1 縮尺</p> <p>2 指定を受けようとする道路の延長又は距離</p> <p>3 指定を受けようとする道路の側溝及び下水管等の位置及び構造</p>
求積図	<p>実測図及び面積表により、道路及び宅地ごとに求積し、面積を表示したもの</p>
公図の写し	<p>1 計画敷地の地番及び地目</p> <p>2 計画敷地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の氏名</p> <p>3 縮尺及び方位</p>
他法令の許可	<p>1 道路法（昭和27年法律第180号）、河川法（昭和3</p>

書等の写し	<p>9年法律第167号)等の許可書の写しで、許可年月日、許可番号、許可条件等が明記されているもの</p> <p>2 道路及び水路等の境界査定図</p> <p>3 排水施設を接続する施設の所有者又は管理者の同意書</p>
-------	--

- 2 前項の表に掲げる図書に明示しなければならない事項が他の図書に明示されている場合においては、同項の規定にかかわらず、その図書をもって同項の表に掲げる図書に代えることができる。
- 3 法第42条第1項第5号に規定する位置の指定を受けた道路を変更し、又は廃止しようとする者は、道路位置指定(変更・廃止)申請書(第5号様式)の正本及び副本を市長に提出しなければならない。
- 4 前項の場合において、第1項及び第2項の規定を準用する。ただし、第1項に規定する承諾書は、変更又は廃止をする部分の道路敷及びその道路敷に接する土地(変更又は廃止をする道路以外の道路により法第43条第1項の規定又は同条第3項の規定に基づく条例の規定を満たすものを除く。以下「変更道路敷等」という。)の所有者、変更道路敷等又は変更道路敷等にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の承諾書とし、第1項に規定する印鑑登録証明書は、変更又は廃止をする部分の道路敷に係る承諾者の印鑑登録証明書とし、同項の表中現況図及び公図の写しを除く図書の添付を要しないものとする。
- 5 市長は、第1項又は前項の規定による申請に基づく工事の着手を認めるときは、道路位置指定工事着手承認通知書(第5号様式の2)によりその申請者に通知するものとする。
- 6 前項の規定による通知を受けた者は、その工事が完了したときは、道路位置指定工事完了届(第5号様式の3)を市長に提出しなければならない。この場合において、前項の規定による通知の日から3か月を超えるときは、最新の登記事項証明書又は申請時と土地の所有権等に変更がないことを確認することができる書面を提出しなければならない。
- 7 市長は、第1項又は第3項の規定による申請に基づき道路の位置の指定又は私道若しくは位置の指定を受けた道路を変更若しくは廃止をした場合は、それぞれの申請書の副本に必要な事項を記載したものによりその申請者に通知するものとする。この場合において、道路の位置の指定を変更し、又は廃止したときは、その旨を公告しなければならない。

(平6規則30・削除・一部改正、平8規則5・平10規則40・一

部改正、平11規則14・一部改正・追加、平13規則15・平16規則24・平19規則14・平19規則41・平22規則9・平26規則23・平27規則29・平29規則25・平30規則38・一部改正)

(指定道路の変更又は廃止)

第3条の2 次に掲げる事業等により、法の規定に基づき指定された道路に変更又は廃止の必要が生じたときは、法第43条の規定に抵触する敷地を生じる場合を除き、市長は、職権によりその変更又は廃止を行うことができる。

- (1) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）による市街地再開発事業
- (2) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業
- (3) 道路法による道路管理者が行う道路の新設事業、改築事業及び道路認定

2 前項の場合において、その旨を公告するとともに同項第3号に掲げる場合を除き、関係権利者に通知しなければならない。

(平11規則14・追加、平17規則25・平19規則41・平22規則9・平26規則23・平27規則29・一部改正)

(認定申請)

第4条 法、政令、省令（省令第10条の4の2、省令第10条の16、省令第10条の21、省令第10条の23及び省令第10条の24の認定関係規定を除く。）又は条例の規定により認定を受けようとする者は、認定申請書（第6号様式）の正本及び副本に、第2条第1項の表に掲げる図面その他審査に必要な図書を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 省令第10条の4の2第1項の規定により市長が定める図書又は書面は、第2条第1項の表に掲げる図書その他審査に必要な図書とする。
- 3 市長は、第1項の規定による申請に基づき認定をした場合は、認定通知書（認定申請書の副本に必要な事項を記載したものをいう。）により申請者に通知するものとする。

(平6規則30・削除・一部改正、平10規則40・一部改正、平11規則14・一部改正・繰下・追加、平13規則15・平16規則24・平17規則25・平22規則9・平26規則23・平27規則29・一部改正)

(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定の申請等)

第4条の2 省令第10条の16第1項第4号及び同条第2項第3号の規定により市長が定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。

(1) 同意を得たものが本人であることを証明する書面

(2) その他審査に必要な図書又は書面

(平 1 1 規則 1 4 ・ 追加、平 1 7 規則 2 5 ・ 平 2 7 規則 2 9 ・ 一部改正)

(建築協定の認可申請)

第 5 条 法第 7 0 条第 1 項の規定により建築協定の認可を受けようとする者の代表者は、建築協定（変更・廃止）認可申請書（第 7 号様式）の正本及び副本に、次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。ただし、副本にあつては、第 5 号に掲げる図書及び第 6 号に掲げる登記事項証明書を添付することを要しない。

(1) 法第 7 0 条第 1 項に規定する建築協定書

(2) 建築協定をしようとする理由書

(3) 付近見取図

(4) 建築協定区域及び建築物に関する基準並びに建築協定と関係のある地形及び地物の概略を表示した図面

(5) 法第 6 9 条に規定する土地の所有者等（法第 7 7 条の規定による建築物の借主を含む。以下同じ。）の全員の住所、氏名、建築協定に関する合意を証明する書面及び合意者の印鑑登録証明書

(6) 公図の写し及び建築協定区域内の土地の登記事項証明書

(7) その他市長が必要と認める図書

2 法第 7 4 条第 1 項の規定により建築協定を変更しようとする者の代表者は、建築協定（変更・廃止）認可申請書の正本及び副本を市長に提出しなければならない。この場合、前項の規定を準用する。

3 法第 7 6 条第 1 項の規定により、建築協定を廃止しようとする者の代表者は、建築協定（変更・廃止）認可申請書の正本及び副本に、次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。ただし、副本にあつては、第 2 号に掲げる図書を添付することを要しない。

(1) 建築協定を廃止しようとする理由書

(2) 法第 6 9 条に規定する土地の所有者等の過半数の建築協定の廃止に関する合意を証明する書面及び合意者の印鑑登録証明書

(3) その他市長が必要と認める図書

4 市長は、前 3 項の規定による申請に基づき認可した場合は、建築協定（変更・廃止）認可通知書（建築協定（変更・廃止）認可申請書の副本に必要な

事項を記載したものをいう。)により申請者に通知するものとする。

- 5 法第74条の2第3項の規定により届出をしようとする者は、借地権消滅届(第7号様式の2)の正本及び副本に、借地権が消滅したことを証明する書面及び土地の位置を表示する図面を添えて市長に提出しなければならない。
- 6 法第75条の2第1項及び第2項の規定により建築協定に加わろうとする者は、建築協定加入届(第7号様式の3)の正本及び副本に、土地の所有者であることを証明する書面及び土地の位置を表示する図面を添えて市長に提出しなければならない。
- 7 法第76条の3第2項の規定により建築協定の認可を受けた者は、同条第5項の規定によりその建築協定が効力を有することとなったときは、建築協定発効届(第7号様式の4)の正本及び副本に、2以上の土地の所有者等が存することを証明する書面及び土地の位置を表示する図面を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。
- 8 市長は、前3項の規定による届出があったときは、それぞれの届出書の副本に受領した旨の記載をして、届出をした者に送付するものとする。

(平6規則30・削除、平10規則40・一部改正・追加、平16規則24・平19規則14・平26規則23・平27規則29・一部改正)

(定期報告を必要とする建築物の報告及び調査)

第6条 省令第5条第1項の規定による報告の時期は、毎年、法第7条第5項又は法第7条の2第5項の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月と同じ月とする。ただし、法施行の際現に存する建築物は、最初に報告を行った日の属する月と同じ月とする。

- 2 法第12条第1項の規定による報告を行う場合の調査は、報告を行う日前1か月以内に行ったものでなければならない。

(平10規則40・平11規則14・平13規則15・平15規則38・平28規則31・一部改正)

(定期報告を必要とする建築設備等の指定等)

第7条 法第12条第3項(法第88条第1項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により市長が指定する建築設備及び昇降機等(以下「建築設備等」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 機械換気設備、中央管理方式の空気調和設備、排煙機を設けた排煙設備又は非常用の照明装置であつて、法第12条第1項の規定による定期報告

を必要とする建築物に設置されたもの

(2) 小荷物専用昇降機（昇降路の全ての出し入れ口の下端がその出し入れ口が設けられる室の床面より50センチメートル以上高いものに限る。）で建築物に設置されたもの（住戸内のみを昇降するものを除く。）

2 省令第6条第1項の規定による報告の時期は、毎年、法第87条の4及び法第88条第1項において準用する法第7条第5項又は法第7条の2第5項の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月と同じ月とする。ただし、法施行の際現に存する建築設備等は、最初に報告を行った日の属する月と同じ月とする。

3 法第12条第3項の規定による報告を行う場合の検査は、報告を行う日前1か月以内に行ったものでなければならない。

（平10規則40・一部改正、平11規則5・追加・一部改正、平11規則14・一部改正、平12規則14・一部改正・追加、平13規則15・平15規則38・平17規則25・平22規則9・平28規則31・令元規則3・一部改正）

（定期報告書に添付する書面の指定等）

第8条 法第12条第1項及び第3項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による定期報告書には、定期調査票、定期検査項目表、定期検査成績表又は検査表を添付しなければならない。ただし、指摘事項等がない項目については、この限りでない。

2 前項の定期報告書について、省令第6条の3第5項第2号の規定により市長が定める保存期間は、その定期報告書を受理した年度の翌年度から起算して3年間とする。

（平17規則25・全改、平19規則41・一部改正）

（工程報告）

第9条 次の表に掲げる建築物の工事が同表に掲げる工程又は建築主事が別に指定する工程に達するときは、その建築物の工事監理者は、その工程に達する日の3日前までにその工事の状況について、建築主事に工程報告書（第8号様式）により報告しなければならない。ただし、法第7条の3第1項の規定により指定する特定工程及び法第7条の5の規定により建築物に関する検査の特例を受けるものを除く。

構造上の種別	建築物の規模	報告しなければならない工程
--------	--------	---------------

木造の建築物	3以上の階数を有し、又は工事に係る部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	<ol style="list-style-type: none"> 1 建方を終わり、筋かい、火打材その他斜材を入れ、金物の緊結を終わるとき。 2 防火隔壁の下地の工事を終わるとき。
補強コンクリートブロック造の建築物	2以上の階数を有し、又は工事に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	<ol style="list-style-type: none"> 1 基礎の配筋を終わるとき。 2 ブロック積みを始めるとき。 3 各階の臥梁（がりよう）若しくは床又は屋根版の配筋を終わるとき。
鉄骨造の建築物	0平方メートルを超えるもの	<ol style="list-style-type: none"> 1 基礎のくい打ちを始めるとき。 2 基礎の配筋を終わるとき。 3 鉄骨のボルト締めを終わるとき。 4 鉄骨の現場溶接を始めるとき。
鉄筋コンクリート造の建築物		<ol style="list-style-type: none"> 1 基礎のくい打ちを始めるとき。 2 基礎の配筋を終わるとき。 3 地中梁（はり）の配筋を終わるとき。 4 各階の床又は屋根版の配筋を終わるとき。

2 前項の規定は、木造、補強コンクリートブロック造、鉄骨造又は鉄筋コンクリート造の構造を併用している建築物にあつては、それぞれの構造部分において適用する。

3 法第88条第1項の規定により確認を必要とする擁壁の工事監理者（工事監理者を置かないときは、工事施工者）は、その擁壁の工事が次の表に掲げる工程又は建築主事が別に指定する工程に達するときは、その工程に達する日の3日前までにその工事の状況について、建築主事に工程報告書により報告しなければならない。

構造上の種別	報告しなければならない工程
鉄筋コンクリート造の擁壁	底版及び立上り壁の配筋を終わるとき。
コンクリートブロック練積造の擁壁	<ol style="list-style-type: none"> 1 基礎を打ち終わるとき。 2 石積みが地表面に達したとき。

4 法第88条第1項及び第2項の規定により確認を必要とする工作物（前項に規定するものを除く。）について、建築主事が特に工程を指定した場合に

において、その工作物の工事がその工程に達するときは、工事監理者（工事監理者を置かないときは、工事施工者）は、その工程に達する日の3日前までにその工事の状況について、建築主事に工程報告書により報告しなければならない。

（平6規則30・一部改正・削除、平10規則40・平11規則14・平11規則20・平16規則24・平26規則23・平27規則29・一部改正）

（特定工程の指定）

第9条の2 法第7条の3第1項第2号の規定により市長が指定する区域は、本市全域とする。

2 法第7条の3第1項第2号の規定により市長が指定する建築物は、次に掲げるものとし、その適用については、棟ごととする。

(1) 政令第16条第1項に規定する建築物

(2) 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例（平成7年神奈川県条例第5号）第2条第1項第2号に規定する公共的施設。ただし、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則（平成8年神奈川県規則第1号）別表第1に施設の用途面積が定められているものについては、同表の規定にかかわらず、用途面積が300平方メートルを超える施設とする。

(3) 一戸建ての分譲住宅

(4) 地階を除く階数が3以上の建築物

3 次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の一部については、前項の規定は適用しない。

(1) 新築以外の建築物

(2) 法第85条に規定する仮設建築物

(3) 法第68条の11第1項の規定により国土交通大臣が型式部材等の製造者の認証をした者が製造するその認証に係る建築物

(4) 法第68条の25又は法第68条の26の規定により国土交通大臣が構造方法等の認定又は特殊構造方法等認定（法第20条第1項第1号及び省令第1条の3第1項第1号イの規定による認定に限る。）をした建築物

(5) 法第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた建築物のうち、階数が2以下又は延べ面積が200平方メートル以下の建築物

(6) 本市が工事監理を行っている建築物

(7) その他市長が告示により定める建築物

4 法第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により市長が指定する特定工程及び特定工程後の工程は、次の表のとおりとする。

中間検査を行う建築物の構造	特定工程	特定工程後の工程
主要な構造が木造（在来軸組工法又は枠組壁工法）	建方工事（屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事並びに枠組壁工法にあっては、耐力壁の工事）	構造耐力上主要な軸組及び耐力壁を覆う外装工事（屋根ふき工事を除く。）及び内装工事
主要な構造が鉄骨造	1 基礎配筋工事	1 基礎の配筋を覆うコンクリートを打ち込む工事
	2 鉄骨部の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	2 構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う工事
主要な構造が鉄筋コンクリート造	1 基礎配筋工事	1 基礎の配筋を覆うコンクリートを打ち込む工事
	2 階数が1の場合は屋根版の配筋工事、階数が2以上の場合には鉄筋コンクリート造の部分において、初めて工事を施工する階の直上階の主要構造部である床版配筋工事	2 特定工程の配筋を覆うコンクリートを打ち込む工事
主要な構造が鉄骨鉄筋コンクリート造	1 基礎配筋工事	1 基礎の配筋を覆うコンクリートを打ち込む工事
	2 階数が1の場合は屋根版の配筋工事、階数が2以上の場合には鉄筋コンクリート造の部分において、初めて工事を施工する階の直上階の主要構造部である床版配筋工事	2 特定工程の配筋を覆うコンクリートを打ち込む工事

備考 政令第11条に規定する特定工程を含む建築物の場合は、鉄骨造においては「初めて工事を施工する階の建方工事」を「2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事」に、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造においては「初めて工事を施工する階の直上階の主要構造部である床版配筋工事」を「2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事」に読み替えて適用する。

5 前項の規定は、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の構造を併用している建築物にあつては、それぞれの構造部分について適用する。

6 第4項の工程で工区を分けた場合は、それぞれの工区ごとに適用する。

(平11規則20・追加、平16規則24・平19規則14・平19規則41・平21規則17・平22規則2・平26規則23・平27規則29・平28規則31・令元規則3・一部改正)

(道路とみなされる道の指定)

第10条 法第3章の規定が適用されるに至った際に現に建築物が立ち並んでいる幅員4メートル未満1.8メートル以上の道は、法第42条第2項の規定による道とする。

(建ぺい率の緩和)

第11条 法第53条第3項第2号の規定により市長が指定する敷地は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 幅員がそれぞれ4メートル以上で、その和が10メートル以上の2以上の道路(法第42条第2項の規定による道路で、同項の規定により道路境界線とみなされる線と道との間のその敷地の部分を道路として築造しないものを除く。以下この条において同じ。)に接するもの。ただし、これらの道路が交差し、又は折れ曲がる場合において、その部分の内角が120度を超えるときは、その道路は2以上の道路とみなさない。

(2) 前号で規定する2以上の道路の境界線(法第42条第2項の規定による道路の場合は、同項の規定により道路境界線とみなされる線とする。)の交点を頂点とする長さ3メートルの底辺をもつ二等辺三角形の部分を道路として築造するもの(通行上支障がないと認めるときは、本号は適用しない。)

(3) その敷地の境界線の10分の3以上が第1号に規定する道路に接するもの

2 前項の規定の適用については、敷地が公園、広場、水面その他これらに類するもの（以下この項において「公園等」という。）に接する場合においては、その公園等を同項に規定する道路の一とみなし、前面道路の反対側に公園等がある場合においては、その公園等の反対側の境界線までをその前面道路の幅員とみなして同項の規定を適用する。

（昭63規則19・一部改正・追加、平10規則40・平13規則23・一部改正）

（建築物の後退距離の算定の特例）

第11条の2 政令第130条の12第5号の規定により市長が定める建築物の部分は、その敷地内の建築物の一部で、法第44条第1項第4号の規定による許可を受けた公共用歩廊及び政令第145条第2項に規定する建築物に接続する部分とする。

（昭63規則19・追加、平8規則5・一部改正）

（垂直積雪量の指定）

第11条の3 政令第86条第3項の規定により市長が定める垂直積雪量は、35センチメートル以上とする。ただし、建築主、築造主又は設置者（以下「建築主等」という。）が多雪区域を定める基準及び垂直積雪量を定める基準（平成12年建設省告示第1455号）第2に定める算定式により垂直積雪量の数値を算定した場合は、その数値以上とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、本市の丹沢大山国定公園区域内における垂直積雪量は、前項ただし書の算定式により算定した数値以上とする。

（平12規則31・追加）

第12条 削除

（平8規則5・平11規則14・平13規則15・平19規則14・一部改正、平19規則41・削除）

（確認申請書等の添付書類）

第13条 法第48条第1項から第13項までの規定に適合しない既存建築物（法第88条第2項により準用する場合を含む。）で、法第86条の7第1項の規定により政令で定める範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の様様替えをする場合においては、既存不適格建築物等報告書（第9号様式）を確認申請書に添えて、建築主事に提出しなければならない。

2 法第93条第1項の規定により消防長の同意を要する申請にあっては、申請書正本に副本2部（1部については、構造関係図書を除く。）を添えて、

市長又は建築主事に提出しなければならない。

(平6規則30・削除、平11規則14・平11規則20・平13規則15・平16規則24・平19規則41・平26規則23・令元規則3・一部改正)

(工事監理者届)

第14条 建築主は、法第5条の6第4項により工事監理者を定めなければならない建築物については、確認済証の交付を受ける日までに工事監理者を定めなければならない。ただし、その期日までに工事監理者を定めることができないときは、その工事に着手する前に工事監理者を定めて工事監理者・工事施工者届(第10号様式)を建築主事に提出しなければならない。

2 建築主は、前項の届出をした後で工事監理者を変更しようとするときは、同項の届出に確認済証を添えて建築主事に提出しなければならない。

(平6規則30・一部改正・削除、平8規則5・一部改正・追加、平11規則14・平16規則24・平26規則23・平27規則29・令元規則3・一部改正)

(工事施工者届)

第15条 建築主等は、確認、許可、認定又は仮使用の承認(以下「確認等」という。)の申請を提出する場合において、工事施工者を定めていないときは、その工事に着手する前に工事施工者を定めて工事監理者・工事施工者届により市長又は建築主事に届け出なければならない。

2 建築主等は、前項の届出をした後で工事施工者を変更しようとするときは、同項の届に確認等を証明する書類を添えて市長又は建築主事に提出しなければならない。

(平8規則5・全部改正、平11規則14・平12規則31・平16規則24・平26規則23・平27規則29・一部改正)

(軽微な設計変更届)

第16条 建築主等は、許可又は認定を受けた建築物、工作物又は建築設備等(以下「建築物等」という。)の計画を変更しようとするときは、新たに許可申請書又は認定申請書の正本及び副本を提出しなければならない。ただし、市長が軽微な変更と認めるときは、軽微な設計変更届(第11号様式)にそれぞれの通知書及び設計変更の部分を記載した図書を添えて市長に提出することにより、これに代えることができる。

2 建築主等は、省令第3条の2に規定する軽微な変更が生じたときは、軽微

な設計変更届（確認）（第12号様式）に確認済証及び設計変更の部分に記載した図書を提出するものとする。

（平8規則5・全部改正、平11規則14・一部改正・追加、平11規則20・平16規則24・平19規則41・平26規則23・一部改正）

（建築主・代理者変更届）

第17条 建築主等は、確認等を受けた建築物等で、その工事完了前に建築主等又は代理者を変更しようとするときは、建築主・代理者変更届（第13号様式）に確認等を証明する書類を添えて市長又は建築主事に提出しなければならない。

（平8規則5・全部改正、平16規則24・平26規則23・平27規則29・一部改正）

（取下げ届及び工事取りやめ届）

第18条 建築主等は、法又はこの規則により確認等又は道路の位置の指定の申請をした後にその申請を取り下げようとするときは、取下げ届（第14号様式）を市長又は建築主事に提出しなければならない。

2 建築主等は、法又はこの規則により確認等を受けた後にその工事又は用途変更の全部又は一部を取りやめたときは、工事取りやめ届（第15号様式）に確認等を証明する書類を添えて市長又は建築主事に提出しなければならない。

（平8規則5・全部改正、平11規則14・平16規則24・平26規則23・平27規則29・一部改正）

（準用）

第19条 第14条から第18条までの規定は、法第18条（法第88条において準用する場合を含む。）の規定による手続について準用する。

（平8規則5・全部改正）

第20条 削除

（平17規則25）

（標識による公告）

第21条 法第9条第13項の規定に基づく標識は、建築基準法による命令の公告（第16号様式）による。

（平8規則5・追加、平16規則24・平26規則23・平27規則29・一部改正）

(長屋の構造等の基準)

第21条の2 条例第25条第1項の規定により定める基準(防火地域以外の区域内にある建築物に限る。)は、次に掲げるものとする。ただし、防火地域及び準防火地域以外の区域内にある建築物については、第1号及び第2号に掲げるものとする。

- (1) 長屋の各戸に避難上有効なバルコニーその他これに類するものが設けられていること。ただし、各戸から地上に通じる主たる廊下、階段その他の通路が直接外気に開放されたものであり、かつ、各戸のその通路に面する開口部に法第2条第9号の2ロに規定する防火設備が設けられている場合においては、この限りでない。
- (2) 建築物の周囲(開口部(居室に設けられたものに限る。))がある外壁に面する部分に限り、道に接する部分を除く。)に幅員が3メートル以上の通路(敷地の接する道まで達するものに限る。)が設けられていること。ただし、次に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでない。
 - ア 各戸に避難上有効なバルコニーその他これに類するものが設けられていること。
 - イ 各戸から地上に通じる主たる廊下、階段その他の通路が、直接外気に開放されたものであり、かつ、各戸のその通路に面する開口部に法第2条第9号の2ロに規定する防火設備が設けられていること。
 - ウ 建築基準法第21条第1項に規定する建築物の主要構造部の構造方法を定める件(令和元年国土交通省告示第193号)第1第1項第2号ロ(2)に掲げる基準に適合していること。
- (3) 3階の各戸(各戸の階数が2以上であるものについては2階以下の階の部分を含む。)の外壁の開口部及びその各戸以外の部分に面する開口部(外壁の開口部又は直接外気に開放された廊下、階段その他の通路に面する開口部については、その開口部から90センチメートル未満の部分にその各戸以外の部分の開口部がないもの又はその各戸以外の部分の開口部と50センチメートル以上突出したひさし等(ひさし、袖壁その他これらに類するもので、その構造が、建築基準法第21条第1項に規定する建築物の主要構造部の構造方法を定める件第1第1項第2号ロ(2)に規定する構造であるものをいう。)で防火上有効に遮られているものを除く。)に法第2条第9号の2ロに規定する防火設備が設けられていること。

(平27規則29・追加、令元規則3・一部改正)

(建築物に関する確認申請等手数料等に係る床面積の合計の算定)

第22条 条例別表第1第1項に定める建築物に関する確認申請等手数料に係る床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれの各号に定める方法により算定するものとする。

- (1) 建築物を建築する場合(次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。)
その建築に係る部分の床面積
- (2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。)その計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、その増加する部分の床面積)
- (3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合(次号に掲げる場合を除く。)その移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1
- (4) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転し、大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又は用途を変更する場合その計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

2 条例別表第2第1項及び条例別表第3第1項に定める建築物に関する完了検査申請等手数料及び中間検査合格証の交付を受けた建築物に関する完了検査申請等手数料に係る床面積の合計は、建築物を建築した場合(移転した場合を除く。)にあってはその建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあってはその移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。

3 条例別表第4に定める建築物に関する中間検査申請手数料に係る床面積は、次の各号に掲げる工事の区分に応じて、棟ごとにそれぞれの各号に定める方法により算定するものとする。ただし、棟ごとに工区が分かれているときは、その工区ごとに算定するものとする。

- (1) 基礎配筋工事 床面積が最大の階の床面積
- (2) 木造建方工事 木造部分の延べ面積
- (3) 鉄骨造建方工事 鉄骨造部分の床面積が最大の階の床面積
- (4) 床版配筋工事 該当する構造の床面積が最大の階の床面積
- (5) 前各号の規定により申請の対象となる床面積を算定することが適当でないと市長が認めるときは、別に算定方法を定めるものとする。

(平12規則14・全部改正、平13規則15・旧第21条の2繰下・

一部改正、平19規則14・平27規則29・一部改正)

(様式)

第23条 この規則の規定により使用する様式は、別表に掲げるとおりとし、その内容は、別に定める。

(平8規則5・追加、平15規則38・平16規則24・平19規則41・平26規則23・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に法及び神奈川県建築基準法施行細則(昭和37年神奈川県規則第97号)の規定により神奈川県知事又は神奈川県建築主事に提出された建築確認申請等については、秦野市長又は秦野市建築主事に提出されたものとみなす。

附 則(昭和63年7月30日規則第19号)

この規則は、昭和63年8月1日から施行する。

附 則(平成6年3月31日規則第8号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成6年3月31日規則第30号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成8年3月29日規則第5号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成10年12月1日規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年3月26日規則第5号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年4月30日規則第14号)

この規則は、平成11年5月1日から施行する。

附 則(平成11年6月29日規則第20号)

(施行期日)

1 この規則は、平成11年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に建築確認申請があったものについては、この規則による改正後の秦野市建築基準法施行細則第9条の2の規定は、適用しない。

附 則（平成12年3月31日規則第14号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第7条第1項第1号の改正規定及び同項に1号を加える改正規定は、同年10月1日から施行する。

附 則（平成12年5月30日規則第31号）

この規則は、平成12年6月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日規則第15号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成13年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 次に掲げる事項については、なお従前の例による。

- (1) 施行日前に建築主事に提出された確認の申請に係る手数料の減免
- (2) 施行日前に建築主事に提出された確認の申請又は通知に係る審査
- (3) 施行日前に指定確認検査機関に提出された確認の申請に係る審査

附 則（平成13年6月8日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年8月28日規則第38号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成15年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（平成15年国土交通省令第16号）附則第2条の規定により従前の例による場合については、この規則による改正前の秦野市建築基準法施行細則第6条第3項、第7条第3項及び第8条の規定は、平成16年3月31日までの間は、なおその効力を有する。

附 則（平成16年6月30日規則第24号）

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（平成17年6月29日規則第25号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 本市全域においては、平成17年8月31日までの間に限り、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（平成17年国土交通省令第59号）による改正前の省令（以下「改正前の省令」という。）第11条の3第1項の表の（い）欄に掲げる申請書、届出書、報告書、届出又は計画書については、同表の（ろ）欄に掲げる書類又は図書に代えて、同表の（は）欄に掲げる様式により、その書類又は図書に明示すべき事項を記録した磁気ディスクによることができる。
- 3 前項の区域内においては、平成17年8月31日までの間に限り、改正前の省令第1条の3第1項若しくは第3項又は第3条第2項若しくは第3項の申請書については、改正前の省令第11条の3第2項各号に掲げる付近見取図に代えて、その図書に明示すべき事項を記録した磁気ディスクによることができる。
- 4 前2項の磁気ディスクは、改正前の省令第11条の4各号のいずれかに該当するものでなければならない。
- 5 第2項の磁気ディスクへの記録方式は、改正前の省令第11条の5第1項に定めるところによる。
- 6 第3項の磁気ディスクへの記録方式は、改正前の省令第11条の5第2項に定めるところによる。
- 7 第2項及び第3項の磁気ディスクのラベルは、改正前の省令第11条の6に定めるところによる。

附 則（平成19年3月29日規則第14号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第9条の2の改正規定並びに第22条に第2項を加える改正規定は、平成19年6月20日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に秦野市建築基準法施行細則の規定により行った処分は、それぞれ改正後の秦野市建築基準法施行細則の相当規定により行った処分とみなす。
- 3 平成19年6月19日以前に建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第1項の規定により行われた通知については、第9条の2第2項のただし書を削る改正規定は、適用しない。

附 則（平成19年11月27日規則第41号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の秦野市建築基準法施行細則の規定により行った申請その他の行為は、この規則による改正後の秦野市建築基準法施行細則の相当規定によりそれぞれ行ったものとみなす。

附 則（平成21年7月31日規則第17号）

この規則は、平成21年8月1日から施行する。

附 則（平成22年2月3日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第9号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年7月31日規則第23号）

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成27年6月1日規則第29号）

この規則中第21条の次に1条を加える規定は秦野市建築基準条例の一部を改正する条例（平成27年秦野市条例第19号）の施行の日から、その他の規定は公布の日から施行する。

附 則（平成28年5月17日規則第31号）

この規則は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規則第25号）

この規則は、平成29年4月1日から施行し、建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する位置の指定を受けた道路を同日以後に変更し、又は廃止しようとする者について適用する。

附 則（平成30年10月3日規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年6月24日規則第3号）

この規則は、令和元年6月25日から施行する。

別表（第23条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	許可申請書（正本・副本）	第2条、第16

		条
第 2 号様式	道路位置指定申請書（正本・副本）	第 3 条
第 3 号様式	地籍等の図書	第 3 条
第 4 号様式	承諾書	第 3 条
第 5 号様式	道路位置指定（変更・廃止）申請書（正本・副本）	第 3 条
第 5 号様式の 2	道路位置指定工事着手承認通知書	第 3 条
第 5 号様式の 3	道路位置指定工事完了届	第 3 条
第 6 号様式	認定申請書（正本・副本）	第 4 条、第 1 6 条
第 7 号様式	建築協定（変更・廃止）認可申請書（正本・副本）	第 5 条
第 7 号様式の 2	借地権消滅届	第 5 条
第 7 号様式の 3	建築協定加入届	第 5 条
第 7 号様式の 4	建築協定発効届	第 5 条
第 8 号様式	工程報告書	第 9 条
第 9 号様式	既存不適格建築物等報告書	第 1 3 条
第 1 0 号様式	工事監理者・工事施工者届	第 1 4 条、第 1 5 条
第 1 1 号様式	軽微な設計変更届	第 1 6 条
第 1 2 号様式	軽微な設計変更届（確認）	第 1 6 条
第 1 3 号様式	建築主・代理者変更届	第 1 7 条
第 1 4 号様式	取下げ届	第 1 8 条

第15号様式	工事取りやめ届	第18条
第16号様式	建築基準法による命令の公告	第21条

(平27規則26・一部改正)

第1号様式(第2条関係) 正本

許 可 申 請 書

年 月 日

(宛先)
秦野市長

申請者 氏名 ㊟

建築基準法(秦野市建築基準条例)第 条 第 項の規定による許可を受けた
いので、次のとおり申請します。

1	建築主住所氏名				電話 ()
	代理者資格	()建築士	()登録	第 号	
2	住所氏名 建築士事務所名	()建築士事務所	()登録	第 号	電話 ()
3 敷地 の 位置	(1) 地名地番	秦野市			
	(2) 用途地域	1低 2低 1中高 2中高 1住 2住 準住 近商 商業 準工 工業 工専 無指定			
	(3) 防火地域	防火 準防火 指定なし	(4)	その他の区域、地 域、地区、街区	
4	主要用途			5 工事種別	新築 増築 改築 移転 用途変更
		申請部分	申請以外の部分	合計	※6 敷地面積との比
7	敷地面積				
8	建築面積				パーセント
9	延べ面積				
10	工事着工予定日	年 月 日	11	工事完了予定日	年 月 日
12	許可を受けよう とする具体的事 項				
※	備 考				
※	消防関係同意欄			※ 受付欄	

第1号様式 正本
(裏)

建築物調書

棟別 番号	用途	申請部分				申請以外の部分				延べ面積 の合計
		構造	階 数	延べ面積	内壁の 仕上げ 外壁の 仕上げ	構造	階 数	延べ面積	内壁の 仕上げ 外壁の 仕上げ	
延べ面積の合計										

第1号様式(第2条関係)副本

※ 許可通知欄			
1 建築主住所氏名		電話 ()	
代理者資格 2 住所氏名 建築士事務所名		()建築士 ()登録 第 号 ()建築士事務所 ()登録 第 号 電話 ()	
3 敷地の位置	(1) 地名地番	秦野市	
	(2) 用途地域	1低 2低 1中高 2中高 1住 2住 準住 近商 商業 準工 工業 工専 無指定	
	(3) 防火地域	防火 準防火 指定なし	(4) その他の区域、地域・地区、街区
4 主要用途		5 工事種別	
		新築 増築 改築 移転 用途変更	
		申請部分	申請以外の部分
		合 計	
7 敷地面積		※6 敷地面積との比	
8 建築面積		パーセント	
9 延べ面積			
10 工事着工予定日		年 月 日	11 工事完了予定日
		年 月 日	
許可を受けよう 12 とする具体的事項			
※ 備 考			

第1号様式 副本
(裏)

建築物調書

棟別 番号	用途	申請部分			申請以外の部分			延べ面積 の合計
		構造	階 数	延べ面積 内壁の 仕上げ 外壁の 仕上げ	構造	階 数	延べ面積 内壁の 仕上げ 外壁の 仕上げ	
延べ面積の合計								

- 注 1 3欄「(2)」及び「(3)」並びに5欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 2 4欄は、できるだけ具体的に記入すること。
- 3 ※印の欄には、記入しないこと。

第2号様式(第3条関係) 正本

道 路 位 置 指 定 申 請 書

(宛先) 秦野市長	年 月 日 住所 申請者 氏名 ㊟		
建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を受けたいので、関係 図書を添えて申請します。			
1	築 造 主 の 住 所 及 び 氏 名	電 話 ()	
2	代 理 者 の 資 格 住 所 及 び 氏 名 建 築 士 事 務 所 名	() 建築士 () 登録 第 () 号 () 建築士事務所 () 登録 第 () 号 電 話 ()	
3 計 画 敷 地 の 位 置	(1) 地 名 地 番	秦野市	
	(2) 用 途 地 域	1低 2低 1中高 2中高 1住 2住 準住 近商 商業 準工 工業 工専 無指定	
	(3) 防 火 地 域	防火 準防火 指定なし (4) その他の区域、 地域、地区、街区	
4	指定を受けようとする 道路の敷地となる土地 の地名地番及び地目		
5	指定を受けようとする 道路の幅員及び延長		
6	指定を受けようとする 道路の境界線表示方法		
7	計 画 敷 地 の 面 積	m ²	
8	道路築造着工予定日	年 月 日	
9	道路築造 完了予定日	年 月 日	
※ 備 考			
※ 受 付 欄		※ 指 定 公 告 欄	
		指 定	年 月 日 第 号
		公 告	年 月 日 第 号

第2号様式(第3条関係)副本


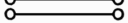





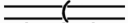


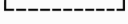

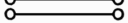





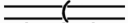


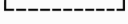

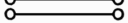





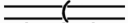


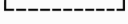
※ 指 定 通 知 欄			
1	築 造 主 の 住 所 及 び 氏 名	電 話 ()	
2	代 理 者 の 資 格 住 所 及 び 氏 名 建 築 士 事 務 所 名	()建築士 ()登録 第 号	
		()建築士事務所 ()登録 第 号	電 話 ()
3 計 画 敷 地 の 位 置	(1) 地 名 及 び 地 番	秦野市	
	(2) 用 途 地 域	1低 2低 1中高 2中高 1住 2住 準住 近商 商 業 準工 工業 工専 無指定	
	(3) 防 火 地 域	防火 準防火 指定なし	(4) その他の区域、 地域、地区、街区
4	指定を受けようとする道 路の敷地となる土地の地 名、地番及び地目		
5	指定を受けようとする道 路の幅員及び延長		
6	指定を受けようとする道 路の境界線表示方法		
7	計 画 敷 地 の 面 積	㎡	
8	道路築造着工予定日	年 月 日	9 道路築造 完了予定日 年 月 日

(注意) 1 3欄の(1)計画敷地が2筆以上あるときにはその代表地番を記入してください。

2 3欄の(2)及び(3)は、該当するものを○で囲んでください。

3 ※印の欄には、記入しないでください。

地 籍 等 の 図 書

	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">指定年月日</td><td style="width: 20%;"></td></tr> <tr><td>指定番号</td><td></td></tr> <tr><td>公告年月日</td><td></td></tr> <tr><td>公告番号</td><td></td></tr> <tr><td>図面作製者 住所氏名</td><td style="text-align: right;">Ⓔ</td></tr> </table>	指定年月日		指定番号		公告年月日		公告番号		図面作製者 住所氏名	Ⓔ																													
指定年月日																																								
指定番号																																								
公告年月日																																								
公告番号																																								
図面作製者 住所氏名	Ⓔ																																							
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 5%; vertical-align: top;">凡例</td> <td style="width: 15%; border-right: 1px solid black; padding-right: 5px;">            </td> <td style="width: 80%; padding-left: 5px; vertical-align: top;"> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">方</td> <td style="width: 30%;">位</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>申</td> <td>請</td> <td>道 路</td> </tr> <tr> <td>既</td> <td>存</td> <td>道 路</td> </tr> <tr> <td>指</td> <td>定</td> <td>道 路</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(年月日、番号記入のこと)</td> </tr> <tr> <td>廃</td> <td>止</td> <td>さ れ る 道 路</td> </tr> <tr> <td>都</td> <td>市</td> <td>計 画 道 路</td> </tr> <tr> <td>予</td> <td>定</td> <td>道 路</td> </tr> <tr> <td>下</td> <td></td> <td>水</td> </tr> <tr> <td>地</td> <td>番</td> <td>境</td> </tr> <tr> <td>敷</td> <td>地</td> <td>境</td> </tr> <tr> <td>既</td> <td>存</td> <td>建 築 物</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>		凡例	          	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">方</td> <td style="width: 30%;">位</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>申</td> <td>請</td> <td>道 路</td> </tr> <tr> <td>既</td> <td>存</td> <td>道 路</td> </tr> <tr> <td>指</td> <td>定</td> <td>道 路</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(年月日、番号記入のこと)</td> </tr> <tr> <td>廃</td> <td>止</td> <td>さ れ る 道 路</td> </tr> <tr> <td>都</td> <td>市</td> <td>計 画 道 路</td> </tr> <tr> <td>予</td> <td>定</td> <td>道 路</td> </tr> <tr> <td>下</td> <td></td> <td>水</td> </tr> <tr> <td>地</td> <td>番</td> <td>境</td> </tr> <tr> <td>敷</td> <td>地</td> <td>境</td> </tr> <tr> <td>既</td> <td>存</td> <td>建 築 物</td> </tr> </table>	方	位		申	請	道 路	既	存	道 路	指	定	道 路	(年月日、番号記入のこと)			廃	止	さ れ る 道 路	都	市	計 画 道 路	予	定	道 路	下		水	地	番	境	敷	地	境	既	存	建 築 物
凡例	          	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">方</td> <td style="width: 30%;">位</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>申</td> <td>請</td> <td>道 路</td> </tr> <tr> <td>既</td> <td>存</td> <td>道 路</td> </tr> <tr> <td>指</td> <td>定</td> <td>道 路</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(年月日、番号記入のこと)</td> </tr> <tr> <td>廃</td> <td>止</td> <td>さ れ る 道 路</td> </tr> <tr> <td>都</td> <td>市</td> <td>計 画 道 路</td> </tr> <tr> <td>予</td> <td>定</td> <td>道 路</td> </tr> <tr> <td>下</td> <td></td> <td>水</td> </tr> <tr> <td>地</td> <td>番</td> <td>境</td> </tr> <tr> <td>敷</td> <td>地</td> <td>境</td> </tr> <tr> <td>既</td> <td>存</td> <td>建 築 物</td> </tr> </table>	方	位		申	請	道 路	既	存	道 路	指	定	道 路	(年月日、番号記入のこと)			廃	止	さ れ る 道 路	都	市	計 画 道 路	予	定	道 路	下		水	地	番	境	敷	地	境	既	存	建 築 物		
方	位																																							
申	請	道 路																																						
既	存	道 路																																						
指	定	道 路																																						
(年月日、番号記入のこと)																																								
廃	止	さ れ る 道 路																																						
都	市	計 画 道 路																																						
予	定	道 路																																						
下		水																																						
地	番	境																																						
敷	地	境																																						
既	存	建 築 物																																						

- (注意) 1 図面の大きさは、A2判以上とする。
 2 図面の縮尺は、300分の1以上(各部構造図については50分の1以上)とする。
 3 単位は、「メートル」(小数点以下2位まで)とする。

第4号様式（第3条関係）

承 諾 書

（申請者名）

の申請に係る道路位置指定（変更・廃止）申請書及び添付図面に記載されているとおり道路の位置の指定（変更・廃止）については、異議ありません。

年 月 日

1	2	3	4	
道路となる敷地 に係る権利 の対象となる物件	1 欄の土地、建築 物又は、工作物の所 在地	権利の 種別	権利者の住所及び氏名	㊟
5 権利に係る 特記事項				

- （注意）
- 1 1 欄には、土地、住宅、工場、広告塔等と記入してください。
 - 2 3 欄には、1 欄のものについての権利の種別（所有権、賃借権等）を記入してください。
 - 3 5 欄には、権利者について特記事項があれば記入してください。
 - 4 ㊟は、権利者の実印を押印のうえ、印鑑登録証明書を添付してください。

道路位置指定(変更・廃止)申請書

		年 月 日	
(宛先) 秦野市長		住所 申請者 氏名 ㊞	
秦野市建築基準法施行細則第3条第4項の規定による道路位置指定(変更・廃止)を受けたいので、関係図書を添えて申請します。			
1 築造主の住所及び氏名	電話 ()		
2 代理者の資格	() 建築士	() 登録	第 号
2 住所及び氏名	() 建築士事務所	() 登録	第 号
2 建築士事務所名	電話 ()		
3 (変更) (廃止) を受けようとする土地の位置	(1) 地名地番	秦野市	
	(2) 用途地域		
	(3) 防火地域	(4) その他の区域、地域、地区、街区	
4 (変更) (廃止) 前の道路	(1) 地名地番及び地目	秦野市	
	(2) 幅員及び延長	幅員	m 延長 m
	(3) 指定年月日、番号	年 月 日 第 号	(4) 申請者名
5 廃止を受けようとする道路の部分	(1) 地名地番	秦野市	
	(2) 幅員及び延長	幅員	m 延長 m
6 指定を受けようとする道路の部分	(1) 地名地番及び地目	秦野市	
	(2) 幅員及び延長	幅員	m 延長 m
	(3) 境界表示方法		
7 変更後の道路	(1) 地名地番及び地目	秦野市	
	(2) 幅員及び延長	幅員	m 延長 m
8 道路築造着工予定日	年 月 日	9 道路築造完了予定日	年 月 日
※備考			
※受付欄	※(変更・廃止)公告欄		
	変更 廃止	年 月 日	第 号
	公告	年 月 日	第 号

第5号様式(第3条関係)副本

※ 〔変 廃〕 〔更 止〕	通知欄			
1	築造主の住所及び氏名	電話 ()		
2	代理者の資格 住所及び氏名 建築士事務所名	() 建築士	() 登録第	号
		() 建築士事務所	() 登録第	号
		電話 ()		
3	〔変 廃〕 〔更 止〕	(1) 地名及び地番	秦野市	
		(2) 用途地域		
		(3) 防火地域	(4) その他の区域、地 域、地区、街区	
4	〔変 廃〕 〔更 止〕	(1) 地名、地番 及び地目	秦野市	
		(2) 幅員及び延長	幅員	m 延長 m
		(3) 指定年月日、 番号	年 月 日 第 号	(4) 申請者名
5	廃止を受けようとする 道路の部分	(1) 地名及び地番	秦野市	
		(2) 幅員及び延長	幅員	m 延長 m
6	指定を受けようとする 道路の部分	(1) 地名、地番 及び地目	秦野市	
		(2) 幅員及び延長	幅員	m 延長 m
		(3) 境界表示方法		
7	変更後の道路	(1) 地名、地番及び 地目	秦野市	
		(2) 幅員及び延長	幅員	m 延長 m
8	道路築造着工予定日	年 月 日	9 道路築造 完了予定日	年 月 日

- (注意) 1 該当する項目を○で囲んでください。
 2 3欄の(1)には、変更又は廃止を受けようとする土地が2筆以上あるときには、すべての地番を記入してください。
 3 位置指定を受けた道路を変更又は廃止する場合は、道路位置指定通知書を添付してください。
 4 ※印の欄には、記入しないでください。

第5号様式の2（第3条関係）

年 月 日

様

秦野市長

道 路 位 置 指 定 工 事 着 手 承 認 通 知 書

年 月 日付けであった道路位置指定申請については、政令及び条例の基準に適合している計画と認められますので、工事に着手されるよう通知します。

なお、工事が完了したときは、「工事完了届」を提出し、検査を受けられるようお願いいたします。

1 申請年月日及び受付番号	年 月 日 第 号
2 計画敷地の位置	秦野市
3 指定を受けようとする道路の位置	秦野市
4 計画敷地の面積	m ²
5 工事完了予定日	年 月 日
備考 1 工事完了までに、地番、所有者及び道路構造等に変更が生じるときは、あらかじめ担当と調整を図ってください。 2 本通知の日から「工事完了届」の届出の日まで3か月を超えるときは、所有者等の変更がないことを証明できる書面の提出が必要になります。	

第5号様式の3（第3条関係）

道路位置指定工事完了届

年 月 日

(宛先)

秦 野 市 長

届出者 住所

氏名

㊟

年 月 日付けでした道路位置指定申請について、次のとおり
工事が完了したので届け出ます。

1	申請年月日 及び受付番号	年 月 日 第 号
2	計画敷地の位置	秦野市
3	指定を受けようとする道路の位置	秦野市
4	計画敷地の面積	m ²
5	工事着手日	年 月 日
6	工事完了日	年 月 日
備考		

※ 本工事において、軽微な変更があったときは、備考欄にその旨を記載するとともに、変更の内容を明示した図書を添付してください。

第6号様式(第4条関係)正本

認 定 申 請 書

		年 月 日		
(宛先) 秦野市長		住所 申請者 氏名 ㊞		
建築基準法第 条 第 項の規定による認定を受けたいので、関係図書を添えて申請します。 建築基準法施行令				
1	建築主の住所及び氏名	電話 ()		
2	代理者の資格 住所及び氏名 建築士事務所名	() 建築士 () 登録第 号 () 建築士事務所 () 登録第 号	電話 ()	
3	設計者の資格 住所及び氏名 建築士事務所名	() 建築士 () 登録第 号 () 建築士事務所 () 登録第 号	電話 ()	
敷地の位置	(1) 地名地番	秦野市		
	(2) 用途地域	(4) 容積率及び建ぺい率	% ----- %	
	(3) 防火地域	(5) その他の区域、地域、地区、街区		
5	主要用途	6	工事種別	
計画建築物の概要		申請部分	申請以外の部分	合計
	敷地面積	m ²	m ²	m ²
	建築面積	m ²	m ²	m ²
	延べ面積	m ²	m ²	m ²
8	認定を受けようとする具体的事項			
9	その他必要な事項			
※	受付欄	※	認定欄	年 月 日 第 号

第6号様式(第4条関係)副本

※ 認 定 通 知 欄			
1 建築主の住所及び氏名		電話 ()	
2 代理者の資格 住所及び氏名 建築士事務所名	() 建築士	() 登録第	号
	() 建築士事務所	() 登録第	号
		電話 ()	
3 設計者の資格 住所及び氏名 建築士事務所名	() 建築士	() 登録第	号
	() 建築士事務所	() 登録第	号
		電話 ()	
敷地の位置	4 (1) 地名地番	秦野市	
	(2) 用途地域	(4) 容積率及び建ぺい率	----- % %
	(3) 防火地域	(5) その他の区域、 地域、地区、街区	
5 主要用途		6 工事種別	
7 計画建築物の概要		申請部分	申請以外の部分
	敷地面積		合計
	建築面積	m ²	m ²
	延べ面積	m ²	m ²
8 認定を受ける 具体的事項			
9 その他必要な事項			

(注意) ※印の欄には、記入しないでください。

第7号様式(第5条関係) 正本

建築協定(変更・廃止)認可申請書

年 月 日						
(宛先) 秦野市長		住所 申請者 氏名 ㊟				
建築基準法第 条 第 項の規定による認可を受けたいので、関係図書を添えて申請します。						
1	建築協定の名称					
2	区域の地名 地番	秦野市				
3	建築物に関する 協定事項	敷地・位置・構造・用途 建築物の形態・意匠・設備に関する事項				
4	有効期間					
5	協定違反があつた場合の措置					
6	用途地域	1低 2低 1中高 2中高 1住 2住 準住 近商 商業 準工 工業 工専 無指定				
7	防火地域	防火 準防火 指定なし	8 その他の区域、地 域、地区、街区			
9	協定区域の 面積及び規模	宅地	道路	その他	合計	区画数 区画
		m ²	m ²	m ²	m ²	
10	土地所有者 等の数	土地の所有者 名	建築物の所有を目的とする 地上権者	法第77条の 規定による 建築物の借主	合計 名	合計 名
			名	賃借権者 名		
11	備考					
※ 受付欄		※ 経過		※ 認可公告欄		
		縦覧	年月日から 年月日まで	年月日		
		公開による 意見の 聴取	年月日	第 号		

第7号様式(第5条関係)副本

(変更・廃止) ※ 認可通知欄						
1 建築協定の名称						
2 区域の地名 地番		秦野市				
3 建築物に関する 協定事項		建築物の形態・位置・構造・用途 の形態・意匠・設備に関する事項				
4 有効期間						
5 協定違反があつた 場合の措置						
6 用途地域 1低 2低 1中高 2中高 1住 2住 準住 近商 商業 準工 工業 工専 無指定						
7 防火地域		防火 準防火 指定なし		8 その他の区域、地 域、地区、街区		
9 協定区域の 面積及び規模		宅地	道路	その他	合計	区画数
		m ²	m ²	m ²	m ²	区画
10 土地所有者 等の数		土地の所有者		建築物の所有を目的とする		法第77条の 規定による 建築物の借主
		地上権者	賃借権者			
		名	名	名	名	合計 名
11 備考						

(注意) 1 3欄、6欄、7欄は、該当するものを○で囲んでください。

2 ※印の欄には、記入しないでください。

第7号様式の2(第5条関係)

借 地 権 消 滅 届

年 月 日

(宛先)
秦野市長

届出者 住所
氏名 ㊟

借地権が消滅しましたので、建築基準法第74条の2第3項の規定により次のとおり届け
出ます。

1 建築協定の名称	
2 認可番号	年 月 日 第 号
3 借地権消滅年月日	年 月 日
4 土地の地名地番	秦野市
5 所有者の住所氏名	
※備考	

第7号様式の3(第5条関係)

建 築 協 定 加 入 届

年 月 日

(宛先)
秦野市長

届出者 住所
氏名 ㊟

建築協定に加入したいので、
建築基準法第75条の2第1項
の規定により次のとおり届
建築基準法第75条の2第2項
け出ます。

1 建築協定の名称	
2 認可番号	年 月 日 第 号
3 土地の地名地番	秦野市
※備考	

第7号様式の4（第5条関係）

建築協定発効届

年 月 日

（宛先）

秦 野 市 長

届出者 住所

氏名

印

建築協定が発効しましたので、秦野市建築基準法施行細則第5条第7項の規定により次のとおり届け出ます。

1 建築協定の名称			
2 協定の概要	(1) 区域の地名地番		
	(2) 建築協定に関する協定事項	建築物の	敷地・位置・構造・用途・形態・意匠・建築設備 に関する基準
	(3) 有効期間		
	(4) 協定違反のあった場合の措置		
3 用途地域		4 その他の地域地区	
5 土地の地名地番	秦野市		
※備考			

第8号様式（第9条関係）

工 程 報 告 書

年 月 日	
(宛先) 秦野市建築主事	
工事監理者 (工事施工者) 住 所	
氏 名	
Ⓜ	
次のとおり工程に達するので報告します。	
1 確 認 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
	(建築主氏名)
	(確認申請受付番号) 第 号
2 敷地の地名地番	秦野市
3 建築物の用途 (工作物の種類)	
4 工事の種別	
5 工程に達する日	年 月 日
6 工程の要旨	
※ 受 付 欄	

(注意) 1 この報告書は、工程に達する日の3日前までに提出してください。

2 ※印の欄には、記入しないでください。

第9号様式（第13条関係）（表）

既存不適格建築物等報告書

年 月 日								
(宛先) 秦野市建築主事								
住 所 所有者 氏 名								
次のとおり既存不適格建築物等の状況を報告します。 ㊟								
1	所有者又は管理者 住 所 及 び 氏 名							
2	() 建築士 () 登録第 号 函 書 作 成 者 住 所 及 び 氏 名 () 建築士事務所 () 登録第 号 電 話 ()							
3 敷地 の 位 置	(1) 地名地番	秦野市		(2) 用途地域				
	(3) 防火地域			(4) その他の区域、地域、地区、街区				
4	主 要 用 途			5	業 態			
6	不適格となった時 (基準時)			年 月 日	7	抵触条項		
8 建築物等の現況概要								
(1) 敷地面積と建築物等の規模		(2) 使用機械名、台数、原動機の出力			(3) 危険物の種類、貯蔵量			
ア	敷地面積	m ²	機 械 名	台 数	出 力 ^{Kw}	種 類		
イ	作業場の床面積の合計	m ²						
ウ	危険物の貯蔵所の床面積の合計	m ²						
エ	イ、ウ以外の床面積の合計	m ²						
オ	イ、ウ、エの合計	m ²						
カ	敷地面積との比	建築面積						
		%						
		延べ面積						
		%						
4 建 築 物 等 の 概 要	棟(個)別符号	用 途	構 造	階 別 床 面 積				床面積 の合計
				階	階	階	階	
				m ²	m ²	m ²	m ²	
				m ²	m ²	m ²	m ²	
				m ²	m ²	m ²	m ²	
※ 受 付 欄								

建築物等の経過調書

変更経過	確認年月日	変更内容	作業場		その他		総合計		出力数	台数	危険物の 貯蔵量
	確認番号		建築面積	延べ面積	建築面積	延べ面積	建築面積	延べ面積			
新築			m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	KW	台	
1		増築・改築									
		累計									
2		増築・改築									
		累計									
3		増築・改築									
		累計									
4		増築・改築									
		累計									
5		増築・改築									
		累計									
※許容範囲											

- (注意) 1 この報告書は、2部提出してください。
 2 案内、配置、各階平面図を添付してください。
 3 該当する事項について記入してください。
 4 ※印の欄には、記入しないでください。

第10号様式（第14条・第15条関係）

工事監理者・工事施工者届

年 月 日

(宛先)

秦野市建築主事

住所

建築主

氏名

㊞

次のとおり工事監理者・工事施工者を決定・変更したので、関係図書を添えて届け出ます。

1	確認の年月日 及び番号	年 月 日	第 号
2	敷地の地名地番	秦野市	
3	工事監理者	新	資格 () 建築士 () 登録第 号 氏名 建築士事務所登録 () 建築士事務所 () 知事登録第 号 建築士事務所名 所在地 〒 電話番号
		旧	建築士事務所名 氏名
4	工事施工者	新	氏名 建設業の許可 () 第 号 営業所名 所在地 〒 電話番号
		旧	営業所名 氏名
5	変更の理由		

※受付欄	上記の決定・変更届を受理しました。 年 月 日 秦野市建築主事
------	---------------------------------------

- 備考
- 1 提出部数は、正本1部、副本1部としてください。
 - 2 変更しようとするときは、確認通知書を添付してください。
 - 3 ※印の欄には、記入しないでください。

第11号様式（第16条関係）

軽微な設計変更届

年 月 日

(宛先)

秦野市長

住所

建築主

氏名

㊞

次のとおり設計を変更したいので、許可通知書等を添えて届け出ます。

1 許可等の年月日及び番号	年 月 日 第 号		
2 敷地の地名地番	秦野市		
3 設計者	資格 () 建築士 () 登録第 号 氏名		
	建築士事務所登録 () 建築士事務所 () 知事登録第 号 建築士事務所名 所在地 〒 電話番号		
4 変更事項		変 更 前	変 更 後
	(1) 建築面積	m ²	m ²
	(2) 延べ面積	m ²	m ²
	(3) 敷地面積	m ²	m ²
	(4) その他		
5 変更理由			

※ 受付欄	上記の軽微な設計変更届を受理しました。 年 月 日 秦野市長
-------	--------------------------------------

- 備考
- 1 提出部数は、正本1部、副本1部としてください。
 - 2 この届を提出する場合は、設計変更の部分に記載した図書及び許可通知書等を添付してください。
 - 3 ※印の欄には、記入しないでください。

第12号様式（第16条関係）

軽微な設計変更届（確認）

年 月 日

（宛先）

秦野市建築主事

住所

建築主

氏名

㊞

次のとおり設計を変更したいので、関係図書を添えて届け出ます。

1	確認の年月日 及び番号	年 月 日	第 号	
2	敷地の地名地番	秦野市		
3	設計者	資格（ ） 建築士（ ） 登録第 号 氏名 建築士事務所登録（ ） 建築士事務所（ ） 知事登録第 号 建築士事務所名 所在地 〒 電話番号		
4	変更事項		変更前	変更後
		(1) 建築面積	m ²	m ²
		(2) 延べ面積	m ²	m ²
		(3) 敷地面積	m ²	m ²
	(4) その他			
5	変更理由			

※受付欄	上記の軽微な設計変更届を受理しました。 年 月 日 秦野市建築主事
------	---

- 備考
- 1 提出部数は、正本1部、副本1部としてください。
 - 2 この届を提出する場合は、設計変更の部分を記載した図書及び確認済証（確認申請図書を含む。）を添付してください。
 - 3 ※印の欄には、記入しないでください。

第13号様式（第17条関係）

建築主・代理者変更届

年 月 日

(宛先)

秦野市長
秦野市建築主事

住所
建築主
氏名 ㊟

次のとおり建築主・代理者を変更したので、関係図書を添えて届け出ます。

1	確認・許可・承認・ 認定年月日及び番号	年 月 日	第 号
2	敷地の地名地番	秦野市	
3 建築主	新	フリガナ 氏 名 ㊟ 住 所 〒 電話番号	
	旧	氏 名 ㊟ 住 所	
4 代理者	新	資格 () 建築士 () 登録第 号 氏名 建築士事務所登録 () 建築士事務所 () 知事登録第 号 建築士事務所名 所在地 〒 電話番号	
	旧	建築士事務所名 氏名	
5	変更の理由		

※ 受付欄	上記の建築主・代理者変更届を受理しました。 年 月 日
-------	--------------------------------

- 備考
- 1 提出部数は、正本1部、副本1部としてください。
 - 2 この届を提出する場合は、確認通知書を添付してください。
 - 3 代理者を変更する場合は、委任状を添付してください。
 - 4 ※印の欄には、記入しないでください。

第14号様式（第18条関係）

取 下 げ 届

年 月 日

(宛先)

秦野市長

秦野市建築主事

住所

建築主

氏名

㊟

次の申請は、取り下げたいので届け出ます。

1 申請の種類	確認・許可・認定・仮使用の承認・指定
2 申請年月日 及び受付番号	年 月 日 第 号
3 敷地の地名地番	秦野市
4 取下げの理由	

※受付欄	上記の取下げ届を受理しました。 年 月 日
------	--------------------------

- 備考 1 提出部数は、正本1部、副本1部としてください。
 2 ※印の欄には、記入しないでください。
 3 確認及び工事完了届出後の仮使用に係る場合は建築主事宛てとし、その他の場合は秦野市長宛てとしてください。

第15号様式（第18条関係）

工事取りやめ届

年 月 日

(宛先)

秦野市長

秦野市建築主事

住所

建築主

氏名

㊟

次のとおり計画の一部・全部を取りやめたいので、通知書を添えて届け出ます。

1 申請の種類	確認・許可・認定・仮使用の承認
2 通知書の年月日 及び番号	年 月 日 第 号
3 敷地の地名地番	秦野市
4 取りやめの理由	
5 取りやめの部分	

※受付欄	上記の工事取りやめ届を受理しました。 年 月 日
------	-----------------------------

- 備考 1 提出部数は、正本1部、副本1部としてください。
 2 ※印の欄には、記入しないでください。
 3 確認及び工事完了届出後の仮使用に係る場合は建築主事宛てとし、その他の場合は秦野市長宛てとしてください。

第16号様式（第21条関係）

建築基準法による命令の公告

建築物の所在地

命令を受けた者の
氏 名

この建築物は、建築基準法に違反しているので同法第9条に基づき（ ）を命ずる。

年 月 日

秦野市長

（注意）

- 1 この標識は、建築基準法第9条第13項の規定に基づき設置したものです。
- 2 この標識を損壊した者は、公文書毀棄罪^きで罰せられます。
- 3 この命令に違反して工事を行った者は、法により罰せられます。
- 4 電気の供給を保留するよう電気事業者に通知しました。
- 5 水道の供給を保留するよう水道事業者に通知しました。

- （仕様）
- 1 材質 木板、プラスチック板その他これらに類するもの
 - 2 寸法 たて60cm よこ45cm
 - 3 色 地色 白 文字 黒
ただし（ ）内は赤